

報告第1号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

損害賠償の額の決定

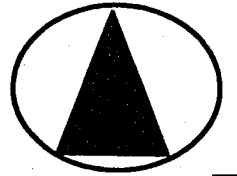
町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 43,032円
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

平成24年2月2日 専決処分

説明

平成23年12月22日(木)午後3時40分頃、職員が防犯協会歳末金融機関等巡視活動終了後、同乗者を役場第1庁舎玄関前で降ろすため駐車場内を運転走行中、東側に駐車中の車両が後進してきたため、後進してきた車両に気を取られ、役場第2庁舎北側に駐車中の[REDACTED]の車両に気付くのが遅れ、接触し損傷させたものであります。



事故状況図

